

婚姻届の記載例と記載上の注意点

令和 年 月 日 送 令和 年 月 日

婚姻届

令和 10年 10月 10日 届出

宮崎県都城市長 殿

(1)

氏名	夫になる人		妻になる人	
(よみかた)	おつの	こうたろう	みやこのじょう	ゆめこ
氏名	氏	名	氏	名
	乙野	甲太郎	都城	夢子
生年月日	平成 元年 8月 8日		平成 2年 3月 3日	

(2)

住所	宮崎県都城市早鈴町		宮崎県都城市都北町	
(住民登録をしているところ)	18街区5号		5225番地1	
	世帯主の氏名 乙野 甲太郎		世帯主の氏名 都城 良夫	

(3)

本籍	宮崎県都城市早鈴町		宮崎県都城市都島町	
(外国人のときは国籍だけを書いてください)	18 番地 番		803 番地 番	
	筆頭者の氏名 乙野 一男		筆頭者の氏名 都城 良夫	
父母及び養父母の氏名	父 乙野 一男	続き柄 二男	父 都城 良夫	き柄 二女
父母との続き柄	母 乙野 幸子		母 都城 梅子	
(右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)	養父	続き柄 養子	養父	続き柄 養女
	養母		養母	

(4)

婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☒ 夫の氏	新本籍 (左の回の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)		
	☐ 妻の氏	宮崎県都城市早鈴町18 番地 番		

(5)

同居を始めたとき	令和 9年 7月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたとときのうち早いほうを書いてください)			
----------	---	--	--	--

(6)

初婚・再婚の別	☒ 初婚	再婚 (☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日)	☒ 初婚	再婚 (☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日)
---------	--	---	--	---

(7)

同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	<table><tr><td>夫</td><td>妻</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><td>☒</td><td>☐</td></tr></table>	夫	妻	☐	☐	☐	☐	☒	☐	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等 (官公庁は除く) の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯
夫	妻									
☐	☐									
☐	☐									
☒	☐									

届出人署名 (※押印は任意)	夫 乙野 甲太郎 印	妻 都城 夢子 印
事件簿番号		
連絡先	電話 (090) 1234 - 〇□△□ 自宅・勤務先・携帯・()方	

届出する日付をご記入ください。
届出日が法律上の婚姻日となります。
未来や過去の日付での受付はできません。

○届出時に登録している住所をご記入ください。
○婚姻届だけでは住所異動や世帯合併はできません。
○必要に応じて、別途住所異動届を提出してください。

○婚姻届により夫婦の戸籍ができます。
○夫の氏、妻の氏のいずれか選択してください。
○新本籍の欄は、夫婦の本籍の設定欄です。注意点を必ずご確認ください。

初めての婚姻の場合は「初婚」に、再婚の場合は「死別」か「離別」をチェックし、死別日もしくは離別日をご記入ください。

届出人の欄は夫になる人、妻になる人それぞれの婚姻前の氏にて、自筆署名をお願いします。

届書はA3サイズで提出してください。
○黒のボールペンを使用し、丁寧にご記入ください。消せるボールペンや鉛筆などは使用しないでください。
○土日祝日、業務時間外に届出する場合は、警備員室での受付になります。翌開庁日以降に戸籍担当が記載内容を確認し、不備がなければ届出された日にさかのぼって受理となります。
○記入漏れ、誤りなど書類に不備がある場合や受理できない状態の場合は、後日来庁いただくことがあります。
○業務時間は、平日午前8時45分から午後4時30分です (年末年始を除く)。

証人		
署名 (※押印は任意)	乙野 一男 印	都城 元気 印
生年月日	昭和 36年 12月 3日	平成 5年 6月 30
住所	宮崎県都城市高城町 穂満坊306番地	宮崎県都城市中町 17街区11号
本籍	宮崎県都城市早鈴町 18 番地 番	宮崎県都城市天神町 1943 番地 番

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

どちらかが再婚で、再婚の方の氏を選択した場合、新本籍の記載は不要です。

外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

同居を始めたとき、または結婚式を行ったときをご記入ください。
まだ同居も結婚式もしていない場合は、空欄で差し支えありません。

内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査 (統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管) にも用いられます。

※注意点

- ◆婚姻届の事前審査を行っています。
外国籍の方との婚姻や営業時間外に出される方は是非ご利用ください。
- ◆新本籍は、届出する時点で存在する土地の地番号に置くことができます。なお、住居表示の場合はその街区符号となります (例：都城市姫城町6街区21号の場合には都城市姫城町6番となります)。アパート名等は本籍には入りません。
- ◆新本籍を設定することが可能かは、新本籍を設定する市区町村役場にお問い合わせください。
- ◆平日、営業時間内に届出された方 (都城市在住の方) は当日中に住民票が発行可能です。
- ◆婚姻後の戸籍の証明書の発行までには時間がかかります。(目安としては1週間から3週間程)
- ◆ご不明な点は、市区町村の戸籍担当にご相談ください。